

新たに定める基準に係るパブリックコメント実施結果について

1 意見を募集した基準（案）

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準
- (5) 保育の必要性の認定基準
- (6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2 意見募集期間

平成26年6月1日（日）から6月30日（月）まで

3 提出された意見の件数について

(1) 基準ごとの件数

基準（案）	提出者（団体）数	意見数
幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準	3件	4件
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	3件	6件
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	0件	0件
児童福祉施設の設備及び運営の基準	0件	0件
保育の必要性の認定基準	1件	1件
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	3件	5件
その他	2件	2件
計	12件	18件

(2) 提出者ごとの件数

個人	団体
8件	4件

4 提出された意見と市の考え方について

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準

No	いただいた御意見	意見に対する市の考え方
1	<p>面積基準について，乳児室を国基準では1.65㎡を盛岡市が3.3㎡にする理由。ほふくを必要としない1歳児に対しても3.3㎡必要と定める理由。併せて，満2歳以上が国の基準と同じ1.98㎡以上とすることとの整合性について伺いたい。</p> <p>国の基準通りで良いと思う。</p>	<p>継続的な乳児保育において，ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し，盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「設備及び運営基準」という。）において，認可保育所の乳児室の面積を3.3㎡/人以上と定めていることから，認可保育所と同様の基準とするものです。</p>
2	<p>職員の配置基準を国の基準をもって市の基準としているが，保育士の過酷な労働実態が保育園関係者から報告されており，配置基準の改善が求められている。有識者会議の聴取結果を踏まえ，再度基準の見直しを求める。基準案を変更できない場合は，市独自の対策を具体的に図ることを要求する。</p>	<p>職員の配置基準については，国が定める基準を基本とし，設備及び運営基準で定めている認可保育所と同様の基準とするものです。また，現在国において，3歳児の職員配置を20対1から15対1に改善した場合は給付費（委託費）を加算することが検討されております。</p>
3	<p>おおむね○人：○人という表記はあいまいであり，理解できるよう改善を求める。</p> <p>遵守すべき「最低基準」が伝わるように示すべきではないか。</p>	<p>職員の配置基準については，国が定める基準を基本とし，設備及び運営基準で定めている認可保育所と同様の基準とするものです。</p> <p>「おおむね」については，利用児童数のわずかな変動により配置すべき職員の数に随時対応することが困難な場合が想定されるため，「おおむね」と定めようとするものですので，御理解をお願いします。</p>
4	<p>職員配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満1歳未満児3人：保育士1人を2人：1人とすること ・満1歳以上3歳未満児6人：保育士1人を 	<p>職員の配置基準については，国が定める基準を基本とし，設備及び運営基準で定めている認可保育所と同様の基準とするものです。また，現在国において，3</p>

<p>満1歳以上2歳未満児4人：1人，満2歳以上3歳未満児5人：1人とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上4歳に満たない20人：保育士1人を15人：1人，理想は10人：1人 ・満4歳以上の児童30人：保育士1人を25人：1人，理想は20人：1人とすること 	<p>歳児の職員配置を20対1から15対1に改善した場合は，給付費（委託費）における処遇改善に要する費用の加算が検討されております。</p>
---	--

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

No	いただいた御意見	意見に対する市の考え方
1	<p>市の基準案では小規模保育事業B型は2/3の保育士配置とするなど評価できるが，子ども達に平等な保育を保障する観点から全員「保育士」とすべきと考える。</p>	<p>職員の配置基準については，国の基準を基本とし，質の高い保育の実施に配慮し定めるものです。小規模保育事業B型は，小規模保育事業A型（保育所分園）と小規模保育事業C型（グループ型保育）の中間の位置付けであることを考慮して職員配置基準を定めようとするものですので，御理解をお願いします。</p>
2	<p>事業所内保育事業における職員の配置基準について，20人以上の場合は「保育士」，19人以下の場合は「1/2保育士」と国の基準のとおりだが，全員「保育士」とすべき。</p>	<p>職員の配置基準については，国の基準を基本とし，質の高い保育の実施に配慮し定めるものです。19人以下の場合の職員配置基準については，小規模保育事業B型に準じて，2/3とすることを検討して参ります。</p>
3	<p>家庭的保育事業の食事の提供は，外部搬入も容認されているが，現在の認可保育所では3歳未満児については外部搬入を認めていない。衛生面・アレルギー児対応などから自園調理は必須とし，調理員の配置も欠かせないものと思う。</p>	<p>国の基準では，食事の提供はその事業所内で調理する方法により行わなければならないものとされています。ただし，責任体制の確保，栄養士による必要な配慮，アレルギー等への対応，食育を通じた健全育成などの要件を満たしたうえで，連携施設又はその事業の実施主体である法人や関連法人が運営する社会福祉施設，医療機関等に限り，食事の搬入を認めることとしております。</p> <p>なお，この場合も調理のための加熱，</p>

		保存等の調理機能を有する設備を備えることとしていますので、御理解をお願いします。
4	居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、職員を保育士の有資格者に限定しており、市独自の立派な案であると思う。しかし、深刻な保育士不足が複数の保育園関係者から指摘されており、実現するためには具体的で実効性のある対策が必要であるがその点の審議は行われているのか。	職員の資格要件については、国が定める基準を基本とし、質の高い保育の実施に配慮して保育士の資格を有するものとするものです。基準を定めるとともに、保育士の確保についても取り組むこととしておりますので、御理解をお願いします。
5	「居宅訪問型保育事業」は、既存の事業の事業内容と重なるが、従事者の資格要件についての整合性が図られていない。従事者の資格要件については、市のあらゆる子育て支援事業との整合性を確認してから、最終決定するようお願いする。	職員の資格要件については、国が定める基準を基本とし、質の高い保育の実施に配慮して保育士の資格を有するものとするものです。基準を定めるとともに、保育士の確保についても取り組むこととしておりますので、御理解をお願いします。
6	職員配置について (幼保連携型認定こども園の基準に対する意見No. 4再掲) ・満1歳未満児3人：保育士1人を2人：1人とすること ・満1歳以上3歳未満児6人：保育士1人を満1歳以上2歳未満児4人：1人、満2歳以上3歳未満児5人：1人とすること ・満3歳以上4歳に満たない20人：保育士1人を15人：1人、理想は10人：1人 ・満4歳以上の児童30人：保育士1人を25人：1人、理想は20人：1人とすること	職員の配置基準については、国が定める基準を基本とし、設備及び運営基準で定めている認可保育所と同様の基準とするものです。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

意見はありませんでした。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準

意見はありませんでした。

(5) 保育の必要性の認定基準

No	いただいた御意見	意見に対する市の考え方
1	保育所入所申請にあたっては、書類のみの提出だけでなく、面接を行い、保育園を必要としている人、家庭でも見れそうな人、幼稚園でも大丈夫そうな人を判断してほしい。	保育所の入所申請にあたっては、面接等により保護者の就労状況等の聞き取りを行い、保育に欠ける事由を確認のうえ入所を決定しておりますので、御理解をお願いします。

(6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

No	いただいた御意見	意見に対する市の考え方
1	学童の設備に差があり、保育料がほぼ変わらないのに過ごす環境に差があるのは問題だと思う。施設への市の方での補助も合わせて考えて欲しい。 子どもが過ごす場所をより良くする取り組みをもっと強化して欲しい。	設備及び集団の規模については、すべての施設が守らなければならない基準として、国が定める基準を基本として市の基準とすることとします。 併せて、基準を満たすことができない施設については実態調査を実施しており、調査結果を踏まえて必要な支援策を検討して参ります。
2	厚生労働省令では、趣旨（第1条）、最低基準の目的（第2条）、最低基準の向上（第3条）が規定されている。盛岡市の基準にも規定をしてほしい。	条例の制定にあたっては、国が定める基準のとおり、趣旨、設備運営基準の目的及びその向上について定めることとします。
3	「放課後健全育成事業者」「放課後児童健全育成事業所」の呼称は、一般にわかりやすい「学童保育事業者」「学童保育所」としてほしい。	名称については国が定める基準のとおり定めることとし、事業実施にあたってはわかりやすい呼称を用いて参ります。
4	放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上とし、補助員をもって代えることができるのは3人目以降にしてほしい。	職員配置基準については、すべての施設が守らなければならない基準として、国が定める基準を基本として市の基準とすることとします。

5	<p>専用区画面積および集団の規模に関して、現状満たしていないクラブについては経過措置を設け、基準を満たすよう必要な支援策を盛り込むと謳っているが、具体的な支援が見えない。</p> <p>経過措置の期限を定め、条例とともに支援策を開示し、基準を満たすよう早急に対応していくことが盛岡市の責任だと思ふ。</p>	<p>設備及び集団の規模については、すべての施設が守らなければならない基準として、国が定める基準を基本として市の基準とすることとします。</p> <p>併せて、基準を満たすことができない施設については実態調査を実施しており、調査結果を踏まえて必要な支援策を検討して参ります。</p>
---	--	---

(7) その他

No	いただいた御意見	意見に対する市の考え方
1	<p>来年から子ども・子育て支援新制度がスタートするが、何がどう変わるのか。母が働くことと子どもの預け先はセットで考えなければならないので、直ちに預け先確保を考えてほしい。特に0,1,2才児が保育園に入れなため困っている。</p> <p>市民が目で見えてすぐわかるように動いてほしい。今、この段階まで取り組んでいるというのがあるなら公表してほしい。2年待っても入所できず、2年経っても何も変わっていないように感じる。保育を必要としている親・子のために今より状況が良くなるよう考えてほしい。</p>	<p>待機児童の解消につきましては、認可保育所の定員増等の取組みを進めているほか、平成26年度中に策定する（仮称）盛岡市子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育の量の見込みと確保方策を定めるほか、その解消に努めて参ります。</p> <p>併せて、子ども・子育てに関する情報は随時公表して参りますので、御理解をお願いします。</p>
2	<p>今回の基準(案)は、保育現場で必要と考えられる基準に達しているものではなく、保護者の立場からみても、安心して子どもを預けることができない。</p> <p>さらに、子どもの発達障がいが増加しているため、ますます手厚い保育を懇願する。</p> <p>保育の質の向上は、保育環境の条件整備と保育者等の職員数の増員と保育者の</p>	<p>今回定めようとする基準は、国が定める基準を基本とし、質の高い保育の実施に配慮して定めようとするものです。</p> <p>保育に従事する職員の処遇改善については、国において給付費(委託費)における処遇改善に要する費用の加算が検討されております。</p>

	処遇改善が大きいため、これらも同時に保障することを強く求める。	
--	---------------------------------	--